

### 第3章 不当労働行為事件の審査

#### 第1節 不当労働行為事件の概況

##### 1 不当労働行為事件取扱件数

最近5年間の取扱件数は、次表のとおりである。

令和3年における申立件数は12件で、前年より4件増加し、過去5年間（平成28年～令和2年）の平均8件と比べても4件増加した。

（単位：件）

年 区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
前年からの繰越し	5	5	7	5	4
新規申立て	8	7	7	8	12
計	13	12	14	13	16

##### 2 業種別申立件数

最近5年間の業種別申立件数は、次表のとおりである。令和3年における業種別申立件数は、「運輸業、郵便業」が4件、「医療、福祉」が3件、「複合サービス事業」、「サービス業」がそれぞれ2件、「製造業」が1件であった。

（単位：件）

年 区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0
建設業	0	0	0	0	0
製造業	0	1	1	1	1
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
情報通信業	0	1	0	0	0
運輸業、郵便業	1	0	3	2	4
卸売業、小売業	1	0	1	1	0
金融業、保険業	0	0	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業	0	1	0	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	2	1	0	0	0
教育、学習支援業	1	1	1	1	0
医療、福祉	1	2	1	3	3
複合サービス事業	2	0	0	0	2
サービス業	0	0	0	0	2
公務	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	8	7	7	8	12

3 該当号別申立件数

最近5年間の労働組合法第7条各号別申立事件数は、次表のとおりである。  
 令和3年における申立号別の内訳を見ると、7条各号の単独号での申立ては2号の4件であり、他8件は複数号での申立てである。1号を含む申立てが7件（58%）、2号を含む申立てが11件（92%）、3号を含む申立てが7件（58%）、4号を含む申立てが1件（8%）となっている。

（令和3年12月31日現在）（単位：件）

区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
7条	1号該当	0	0	0	0	0
//	2号 //	2	1	2	6	4
//	3号 //	0	1	0	0	0
//	4号 //	0	0	0	0	0
//	1・2号 //	0	0	2	0	1
//	1・3号 //	2	2	2	1	1
//	1・4号 //	0	0	0	0	0
//	2・3号 //	0	1	0	1	1
//	2・4号 //	0	0	0	0	0
//	3・4号 //	0	0	0	0	0
//	1・2・3号 //	4	2	1	0	4
//	1・2・4号 //	0	0	0	0	0
//	1・3・4号 //	0	0	0	0	0
//	2・3・4号 //	0	0	0	0	0
//	1・2・3・4号 //	0	0	0	0	1
	計	8	7	7	8	12

注 追加申立て及び一部取下げを含む。

4 被申立人企業内の組合組織状況

最近5年間の申立事件に係る組合組織状況は、次表のとおりである。

（単位：件）

区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
	組合が1だけのもの	6	7	6	6	9
	組合が2以上のもの	2	0	1	2	3
	計	8	7	7	8	12

- 5 申立人別申立件数  
最近5年間の申立人別申立件数は、次表のとおりである。  
令和3年は、申立人の全てが組合単独である。

(単位：件)

区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
組	合	8	7	5	8	12
個	人	0	0	2	0	0
上	部	0	0	0	0	0
組	合	0	0	0	0	0
組	合・個	0	0	0	0	0
組	合・上	0	0	0	0	0
組	合・上	0	0	0	0	0
組	合・個	0	0	0	0	0
計		8	7	7	8	12

- 6 合同労組による申立件数及び駆け込み申立件数  
いわゆる合同労組による不当労働行為救済申立件数と、これらの事件に含まれる、いわゆる駆け込み申立件数は、次表のとおりである。  
令和3年においては、合同労組による申立てが83%を占めている。

(単位：件)

区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全申立件数		8	7	7	8	12
合同労組申立て (駆け込み申立て：内数)		7 (1)	6 (2)	5 (3)	7 (4)	10 (5)

- 7 企業規模別申立件数  
最近5年間の企業規模別申立件数は、次表のとおりである。

(単位：件)

区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
29人以下		1	1	1	2	1
30人～49人		0	0	1	0	1
50人～99人		2	3	3	3	1
100人～299人		1	0	0	1	7
300人～499人		1	0	1	0	2
500人～999人		2	0	0	0	0
1,000人以上		1	3	1	2	0
計		8	7	7	8	12

## 8 終結状況

### (1) 事件終結状況

最近5年間の事件終結状況は、次表のとおりである。

令和3年においては、取下げ・和解による終結は前年に比べ減少し、命令・決定による終結は前年と変わらなかった。

(単位：件)

区分		年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
係属	前年からの繰越し		5	5	7	5	4	
	新規申立て		8	7	7	8	12	
	計		13	12	14	13	16	
終結状況	取下げ・和解	取下げ	0	0	0	2	3	
		和 解	無関与	0	0	1	1	1
			関 与	6	1	6	3	1
		計	6	1	7	6	5	
	命令・決定	命 令	全部救済	0	2	0	1	1
一部救済			2	2	1	1	0	
決 定		棄 却	0	0	1	1	1	
		却 下	0	0	0	0	2	
		計	2	4	2	3	4	
合 計		8	5	9	9	9		
翌年への繰越し		5	7	5	4	7		

### (2) 終結区分別平均処理日数

最近5年間の終結区分別平均処理日数は、次表のとおりである。

令和3年においては、平均処理日数が命令・決定事件、取下げ・和解事件ともに前年に比べ減少している。

(単位：日(件))

区分	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
命令・決定		291(2)	350(4)	356(2)	434(3)	279(4)
取下げ・和解		167(6)	241(1)	147(7)	199(6)	146(5)
総平均(計)		198(8)	328(5)	194(9)	278(9)	205(9)

(3) 終結区分別最長・最短処理日数

最近5年間の終結区分別最長・最短処理日数は、次表のとおりである。

(単位：日)

区 分		年				
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
命 令・決 定	最長	308	364	363	582	364
	最短	273	328	349	358	196
取下げ・和解	最長	319	241	176	314	248
	最短	85	241	78	36	70

(4) 命令・決定事件に関する確定及び不服状況

最近5年間の命令・決定事件について所定期間内に再審査申立てや行訴提起がなされた事件及び再審査申立て等が行われず確定した事件の状況は、次表のとおりである。

(令和3年12月31日現在) (単位：件)

区 分		年				
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
命 令 ・ 決 定		2	4	2	3	4
確 定		0	1	1	2	2
再 審 査	労 側 申 立 て	1	0	1	0	1
	使 側 申 立 て	0	0	0	0	1
行 訴	労 側 提 起	0	0	0	0	0
	使 側 提 起	1	3	0	1	0

(注) 確定、再審査、行訴の件数は、当該命令・決定が出された年に計上する。

9 審査の期間の目標及びその達成状況

労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標及び目標の達成状況は次のとおりである。

(1) 審査の期間の目標

令和3年の審査の期間（命令交付までの期間）の目標は、次のとおりであった。

- ・労働組合法第7条第2号単独事件 10か月未満  
（審査に時間を要することが見込まれる事件は1年未満）
- ・その他の事件 1年未満

なお、令和4年における審査の期間の目標は、令和3年と同様である。

(2) 目標の達成状況等

ア 終結区分別平均処理日数（最近5年間の終結区分別平均処理日数）

令和3年の終結事件の終結区分別平均処理日数を見ると、命令・決定によるものは279日（9月）、取下げ・和解によるものは146日（5月）で、総平均では205日（7月）となっている。

（単位：日（件））

区分	年					平成29～ 令和3年 平均
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
命令・決定	291(2)	350(4)	356(2)	434(3)	279(4)	341(3.0)
審査の期間の目標10か月未満	273(1)	- (0)	- (0)	- (0)	197(2)	222(0.6)
審査の期間の目標1年未満	308(1)	350(4)	356(2)	434(3)	362(2)	371(2.4)
取下げ・和解	167(6)	241(1)	147(7)	199(6)	146(5)	168(5.0)
審査の期間の目標10か月未満	120(4)	- (0)	148(2)	176(5)	120(4)	143(3.0)
審査の期間の目標1年未満	262(2)	241(1)	147(5)	314(1)	248(1)	206(2.0)
総平均（計）	198(8)	328(5)	194(9)	278(9)	205(9)	233(8.0)
審査の期間の目標10か月未満	150(5)	- (0)	148(2)	176(5)	146(6)	156(3.6)
審査の期間の目標1年未満	277(3)	328(5)	207(7)	404(4)	324(3)	296(4.4)

イ 令和3年終結事件処理日数別事件数

令和3年の終結事件の処理日数別事件数は、次表のとおりである。

（単位：件）

処理日数	事件数			構成比（%）
	命令・決定	取下げ・和解	計	
6月未満	0(0)	4(4)	4(4)	100
6月以上～10月未満	2(2)	1(0)	3(2)	
10月以上～1年未満	2(0)	0(0)	2(0)	
1年以上～1年6月未満	0(0)	0(0)	0(0)	-
計	4(2)	5(4)	9(6)	100

（注）（ ）は内数で、審査の期間の目標が10か月未満のもの。